

Honeycutt v. United States, 581 U.S. ___, 137 S.Ct. 1626 (2017)

伊 比 智*

被告人自身は獲得していないが、相共謀者が薬物頒布の結果として獲得した財産について、被告人に連帯責任 (joint and several liability) を認めることはできないとして、合衆国法典第21篇853条に基づく没収が否定された事例。

《事案の概要》

申請人 Terry Honeycutt は、自身の兄弟である Toney Honeycutt が所有するテネシー州のホームセンターで販売・在庫管理を担当していた。Terry は、幾人かの不穏な様子の客が、Polar Pure (ヨウ素を原料とする水質浄化剤) を購入していくのを目の当たりにした後、当該商品に含まれるヨウ素の結晶がメタンフェタミン製造のために利用されることがあるのかをチャタヌーガ警察に問い合わせた。対応した警察官は、何人かの個人がそのような目的で Polar Pure を購入していたことを確認した上で、それを売ることを「不安に思う」ならば販売を中止するよう Honeycutt に助言した。しかし、Honeycutt のホームセンターは、Polar Pure の大量販売を継続し、3年間で、2万本以上を販売し、約40万ドルの売上高を得ていた。

連邦大陪審は、メタンフェタミン製造目的で利用されるのを知りながら、又はそうなると思料する理由がありながらヨウ素を販売したことで、Honeycutt 兄弟を複数の連邦犯罪で起訴した。政府は、薬物頒布「の結果として、個人が直接的又は間接的に獲得したあらゆる収益」の没収を命じる1984年包括的没収法 (合衆国法典第21篇853条(a)(1)) に基づいて、Hon-

* 中央大学大学院法学研究科博士課程後期課程在学中

eycutt 兄弟各々に26万9751ドル98セントの没収判決を下すよう申し立てた。この金額は、Honeycutt のホームセンターの Polar Pure の販売利益に相当するものであった。Tony は有罪答弁を行って20万ドルの没収に同意したが、Terry は公判に付された。陪審は11の訴因について Terry を有罪としたが、その中には、841条(c)(2)、843条(a)(6)及び846条に違反する、ヨウ素の頒布の共謀及び違法薬物製造目的での利用を知りながらのヨウ素の頒布が含まれていた。

合衆国 District Court は、Terry に60か月の収監刑を言い渡した。Terry が「本件ホームセンターに対する支配的利益 (controlling interest)」を有しておらず、「個人的に利益を得る立場にもなかった」ことを政府は認めていたにもかかわらず、「ヨウ素の違法な販売から得た収益に対する連帯責任」を Terry に課した上で、6万9751ドル98セントの没収判決を下すよう District Court に申し立てた。この金額は、Tony の支払う没収金額を除いた額であり、共謀による収益に当たるものであった。District Court は、Terry が本件ヨウ素の販売収益を個人的に一切得ることのない被雇用者 (a salaried employee) であったことを理由として、没収を科すことを拒否した。

第6巡回区 Court of Appeals は、合衆国 District Court の判断を破棄した。同裁判所は、Honeycutt 兄弟は、相共謀者として、「本件共謀により得られたあらゆる収益に対して連帯責任を負う」と判示し、兩人共に本件没収金額全額に対して完全な責任を負うと結論づけた。

合衆国最高裁判所は、853条の下で連帯責任が認められるかという争点に関する Court of Appeals 間の判断の不一致を解決するために、サーシオレイライを認容した。

《判旨・法廷意見》

破棄

・ソトマイヨール裁判官執筆の法廷意見

1 853条は、一定の重大な薬物犯罪で有罪とされた被告人に没収を科

すことを命じているが、本件の争点は、同条が、没収を科す上で連帯責任を問うことを認めているか否かである。

不法行為法上の連帯責任は、「複数の被告に対して判断が下される場合に適用される」ものであり (*McDermott, Inc. v. AmClyde*, 511 U.S. 202, 220–221 (1994)), 2人以上の被告が共同して (jointly) 損害 (harm) を発生させた場合、被告一人ひとりが、損害全額に対して責任を負うことになる。この連帯責任の法理を2人以上の被告人が違法行為を共謀する没収対象事件に適用した場合、被告人自身が犯罪の実行のために利用するか又は犯罪の結果として獲得した財産だけでなく、相共謀者が獲得した財産も基礎として、被告人一人ひとりに没収判決 (a forfeiture judgment) が下されてしまうことになる。

次のような仮想事例が本件の問いを検討する上で参考となる。ある農家の者が、地元のカレッジのキャンパスでマリワナの栽培、収穫、頒布を行うスキームを立てるとする。このスキームの首謀者である農家は、マリワナの受け渡し役としてカレッジの学生を雇い、その役割の対価として、頒布によって得られる収益から毎月300ドルを学生に支払う。1年後、首謀者は、300万ドルの収益をあげる。他方、学生は、3600ドルを手にする。連帯責任が認められるとするならば、学生は、共謀者である首謀者の得た収益の全額、すなわち300万ドルを没収されることになる。この学生は、3600ドルを超える収益を個人的には一切得ていないにもかかわらず、300万ドルの没収を命じる判断に拘束されることになる。本件では、このような形態の責任を認めることが、853条(a)(1)の下で許されるのかを判断しなければならない。当裁判所は、本件で連帯責任を課すことを認めない。

A 853条(a)は、文言上、同条に基づく没収対象財産を汚染された財産 (tainted property) に限定している。まず、853条(a)(1)は、没収対象財産を「当該犯罪の結果として、個人が直接的又は間接的に獲得した収益たる財産、又はそれらの財産に由来する財産」に限定し、同条(a)(2)は、没収対象財産を「犯罪を実行するため、又は犯罪の実行を促進するために、何らかの形で利用された財産又は利用を意図された財産」に限定している。

さらに、同条(a)(3)は、「継続的なエンタープライズ (a continuing criminal enterprise)」の共謀に「関与して有罪認定を受けた」個人を対象として、「このエンタープライズに関する、[被告人の] 利益、請求権 (claims against)、エンタープライズを支配するための源泉となる財産権又は契約上の権利の全て」の没収を義務づけている。このように、汚染された財産を没収対象とする853条(a)は、同法が、汚染されていない財産の没収を性質上求めるものである連帯責任を容認していないことを示す一端となる。

先の仮想事例におけるカレッジの学生を想起してみよう。彼がマリワナ頒布のスキームに関与したことで得た3600ドルが853条(a)(1)所定の財産に該当することは明白である。この3600ドルは、彼が「当該犯罪の結果として、獲得した」財産である。しかし、彼が、共謀の収益全額に連帯責任を負うとするならば、政府に対して300万ドルを支払う義務を負うことになる。300万ドルのうち、299万6400ドルは、この学生が当該犯罪に関与したことと全く関係性を有していないのであり、それゆえに、同人の汚染されていない財産 (untainted assets) からその支払いを行わなければならない。したがって、連帯責任を認めた場合、853条(a)が没収対象財産を汚染された財産に限定していることに反することになる。

また、853条(a)は、連帯責任法理に反して、没収対象財産を被告人自身が獲得した財産に限定している。というのも、同条(a)(1)は、没収対象財産を被告人自身が「直接的又は間接的に獲得した」財産と定義づけているからである。「獲得する」という文言の辞書的な定義と一般的な用語法のいずれも、他人が手にいれた財産を自らが「獲得した」とする結論を支えはしない。また、「直接的に」と「間接的に」という副詞は、被告人が財産を獲得する際の態様を表すものであり、被告人自身が財産を獲得することを求める要件を否定するものでは全くない。加えて、853条(a)(2)は、犯罪の実行を促進するために利用された財産の没収を命じてはいるが、没収対象財産を「個人の財産」に限定しており、853条(a)(3)も継続的なエンタープライズに関連する財産の没収を義務づけているが、エンタープライズに関する「自己の利益」のみを被告人から没収することを求めている。

B 連帯責任を認めることは、汚染されていない財産の没収を命じることになるという点で、853条の他の規定にも反することになる。853条(c)は、「サブセクション(a)所定の財産に関する全ての権利、権原、利益」は、「没収の原因となる行為が行われた時点で政府に帰属することになる」としており、先例もこの文言通りに853条(c)は汚染された財産のみを対象とすることを認めている (*Luis v. United States*, 578 U.S. ____ (2016) (slip op., at 8))。853条(e)(1)は、「サブセクション(a)所定の財産を没収の支払いに充てられるようにするため、当該財産の公判前の保全を認めて」おり、政府が、公判前聴聞において、被告人が没収の原因となった犯罪を行ったこと、「争点となった財産が当該犯罪と要件とされる関係性 (requisite connection) を有すること」を証明した場合に、没収対象財産の公判前の保全は認められる (*Kaley v. United States*, 571 U.S. ____ (2014) (slip op., at 3); see also *id.*, at ____, n. 11 (slip op., at 15, n. 11))。また、853条(d)は、サブセクション(a)に言及してはいないが、政府が「当該財産が犯行の段階で被告人に獲得されたものであること」及び当該犯罪「以外に当該財産の入手源が生じる可能性がなかったこと」を証明した場合にはじめて財産の没収を認めるという反証可能な推定を定めている。

さらに、連帯責任を認めることは、853条において汚染されていない財産の没収を唯一認める同条(p)を死文化させてしまうことになる。というのも、853条(p)は、被告人が「サブセクション(a)所定の」汚染された財産を所有していたことを前提とした上で、当該財産が「被告人の何らかの作為又は不作為」によって費消その他の処分をされていることが証明されてはじめて、汚染された財産と「同等の価値を有する被告人の代替財産 (substitute property)」の没収を認めているからである。相共謀者から汚染されていない代替財産を没収する権限を政府に認めた場合、合衆国議会が慎重に構築した853条(p)の代替没収のスキームの潜脱を政府に認めてしまうことになる。このような潜脱手段を同法の中に読み込むべきではない。

2 政府は、上記の点すべてに反対して、「連帯責任法理の下で、各共謀者は、共通の計画を実現する上で予見可能な相共謀者の行為について法

的責任を負う」と主張する(See *Pinkerton v. United States*, 328 U.S. 640 (1946))。政府の主張によるならば、合衆国議会は、共謀上の責任 (conspiracy liability) を基本原理として立法を行っているものと推定されるはずであり、それゆえに、「共謀による収益に遡ることができる収益 (the traceable proceeds of a conspiracy) が没収不可能とされる場合、853条は、共謀により得られることが予見される収益額についての連帯責任を共謀者に認めることになる」。

しかし、853条の明白な文言と構造は、合衆国議会が共謀上の責任を基本原理として採り入れていないことを明確に示している。というのも、合衆国議会は、汚染された財産自体が没収不可能である場合、政府が代替財産を回収するための唯一の方策を853条(D)において定めており、同条項所定の要件が充足されない限りにおいては、汚染された財産の没収に焦点を当てる対物没収 (in rem forfeiture) の伝統を維持しているからである。

3 853条(a)(1)に基づく没収の対象財産は、被告人自身が当該犯罪の結果として実際に獲得した財産に限定される。本件で政府は、Terry Honeycutt が、自身の兄弟が経営する店に所有者としての利益 (ownership interest) を有しておらず、Polar Pure の販売によって個人的に利益を得る立場にもなかったことを認めている。District Court もこの点について同意している。Honeycutt は、当該犯罪の結果として、汚染された財産を一切得ていないのであるから、本件は853条の没収対象事件には当たらない。

第6巡回区 Court of Appeals の判断を破棄する。

《解説》

1 合衆国法典第21篇853条(a)は、一定の重大な薬物犯罪について有罪認定を受けた者を対象として、(1)「当該犯罪の結果として、個人が直接的又は間接的に獲得した収益たる財産、又はその収益に由来する財産」、(2)「当該犯罪を実行又は促進するために何らかの形で利用され又は利用を意図された個人の財産」、(3)「継続的なエンタープライズに関する、[被告人の] 利益、請求権、エンタープライズを支配するための源泉となる財産権

又は契約上の権利」の没収を定めている。そして、853条(p)は、同条(a)所定の財産が被告人によって隠匿や費消等の処分をされているために没収が不可能である場合、それらの財産と同等の価値を有する被告人の代替財産 (substitute assets) の没収を認めている。

本件で申請人 Terry Honeycutt (以下 Honeycutt とした場合、本件申請人を指す) は、相共謀者である自身の兄弟と共に、違法薬物製造目的での薬物頒布及びその共謀等の罪によって起訴されたが、Honeycutt 自身は、本件薬物頒布による収益を獲得する立場にはなかったため、合衆国法典第21篇853条の下で、そのような立場にある者にも連帯責任 (joint and several liability) を課すことで、同条(a)(1)所定の財産 (本件では薬物頒布の共謀による収益に当たる約7万ドル) を没収することができるかが争点となった。

2 本件で問われる連帯責任法理とは、複数の被告が、共通の計画を実行するために不法行為の共謀を行った場合において、当該不法行為によって生じた結果全体についての責任を被告一人ひとりに負わせるという不法行為法上の概念である¹⁾。すなわち、連帯責任法理の下で、原告は、各被告の過失の割合等にかかわらず、いずれの被告に対しても損害全額の賠償を請求することができる²⁾。不法行為法上、このような法理の根底には、何の責任もない被害者ではなく一部でも責任を有する共謀者に損害賠償支払いの負担を負わせることで、被害者の救済を図るという狙いがある³⁾。他方、刑事法の文脈においては、当初、RICO 法上の没収の意義との関わりの中で連帯責任の適用は論じられていた⁴⁾。ラケットティアリングによる収益を対象とする RICO 法上の没収は、犯罪組織の経済的基盤を脆弱化さ

1) W. Page Keeton et al, *Prosser and Keeton on the Law of Torts*, at 291 (5th ed. 1984).

2) Paul Bargren, *Joint and Several liability Protection for Plaintiffs*, 1994 Wis L. Rev. 453, 455 (1994).

3) *Id.*, at 464 ; *United States v. Cano-Flores*, 796 F. 3d 83, 95 (D.C. Cir. 2015).

4) *United States v. Caporale*, 806 F. 2d 1487 (11th Cir. 1986).

せる上で重大な役割を果たすものであると認識されていたが、そのような没収の効果を實現する上で連帯責任が重要な意味を持っていた⁵⁾。というのも、連帯責任の適用が認められない場合、政府側は、被告人間での犯罪収益の正確な配分を証明することが必要となり、そのため、被告人側が、犯罪収益の配分を隠匿することで、没収の實現を妨げるおそれがあるからである⁶⁾。その後、RICO法上の犯罪に限らず、本件のような薬物犯罪等の共謀事案においても連帯責任の適用が認められるようになっていったが、一人の共謀者に相共謀者の獲得分も含めた犯罪収益全額の没収を科すことについて、その是非が争われるようになっていった。

3 合衆国 Court of Appeals においては、大多数の巡回区が、薬物犯罪等の共謀事案において、853条に基づいて没収を科す上で連帯責任の適用を認めてきた⁷⁾。これらの事案においては、連帯責任の適用の是非は、主に、853条の文言及び刑事法上の原則との関係から争われてきた。初期の裁判例である *United States v. Benevento* において、被告人は、相共謀者もまた没収対象財産に共通の利益を有するのであるから、自らの取り分のみが没収対象となると主張したが、裁判所は、853条(a)(1)の「当該犯罪の結果として、個人が直接的又は間接的に獲得した収益たる財産、又はその収益に由来する財産」という文言について、被告人個人が獲得した財産だけでなく、相共謀者を通じて間接的に獲得した財産も含むとした上で、被告人が犯罪収益を獲得したことが証明されれば、被告人個人の得た収益の割合は問題とならないと判示し、連帯責任の適用は853条の文言に合致するとしている⁸⁾。刑事法上の原則との関係では、不法行為法上の概念である

5) *Id.*, at 1507.

6) *Id.*, at 1507-1508.

7) *United States v. Honeycutt*, 816 F.3d 362 (6th Cir. 2016); *United States v. Roberts*, 660 F.3d 149 (2d Cir. 2011), cert. denied, ___ U.S. ___, 132 S.Ct. 1640, 182 L. Ed. 2d 239 (2012); *United States v. Van Nguyen*, 602 F.3d 886 (8th Cir. 2010); *United States v. Pitt*, 193 F.3d 751 (3d Cir. 1999); *United States v. McHan*, 101 F.3d 1027 (4th Cir. 1996); *United States v. Benevento*, 836 F.2d 129 (2d Cir. 1988).

8) *United States v. Benevento*, 663 F. Supp. 1115 (S.D.N.Y. 1987), aff'd, 836 F.2d

連帯責任を刑事事件に適用することは、個人責任を原則とする刑事法において代位責任 (vicarious liability) を認めることになるのではないかとして、その適用の是非が争われていたが、*United States v. McHan* は、共謀者は、相共謀者が共謀を遂行するために行った合理的に予見可能な犯罪行為について刑事責任を負うとする *Pinkerton* 原則⁹⁾ に依拠することによって、連帯責任の適用を認めた。これらに続く後の裁判例も同様に連帯責任の適用を認めてきたが、近年、コロンビア特別区巡回区が、853条に基づく連帯責任の適用を否定する判断を示している¹⁰⁾。コロンビア特別区巡回区は、本件法廷意見と同様に、*Pinkerton* 原則に依拠して共謀上の責任を認める見解を否定し、853条(a)(1)の「被告人が当該犯罪の結果として直接的又は間接的に獲得した」という文言について、「獲得した」及び「間接的に」というそれらの文言の通常用語法にしたがって、没収対象財産を被告人自らが獲得しなければならないことを意味すると文言解釈して、連帯責任法理の適用を否定している。

4 本件においては、上述のように、853条に基づいて刑事没収を科す場合に、犯罪収益等を獲得していない共謀者に連帯責任を認めることができるかが争われたが、この対立の生じる前提として、政府側と申請人との間において、同条を巡る理解の対立があった。

政府側は、*Pinkerton* 原則に基づいて、853条は、相共謀者によって獲得されることが予見可能な薬物犯罪の収益についても、共謀者に連帯責任を認めることができると主張していたが、他方で、申請人側は、853条を共謀上の責任に基づくものであると解釈した場合、同条の文言と構造、ひいては没収の基本原理に反することになると反論していた。本件法廷意見も、853条の文言及び構造、没収の基本原理に基づいて、同条の下で連帯責任は認められないと判断している。

法廷意見の理論構成としては、第一に、853条の文言から、同条が、原

129 (2d Cir. 1988).

9) *Pinkerton v. United States*, 328 U.S. 640 (1946).

10) *Cano-Flores*, 796 F. 3d 83.

則として、没収対象財産を汚染された財産に限定しているとの解釈を示している。853条(a)は、没収対象財産について、当該犯罪の結果として個人が直接的又は間接的に獲得した財産、犯罪の実行のために利用された財産等と定めているが、いずれの財産も、いわゆる、犯罪によって汚染された財産と位置づけられる。しかし、853条所定の没収を科す上で連帯責任を認めた場合、本件申請人のように、犯罪収益を獲得していない者に対して、その者の汚染されていない代替財産を没収することを必然的に認めることになる。それゆえに、連帯責任を認めることは、853条の文言が没収対象財産を汚染された財産に限定していることに反することになるという。

第二に、法廷意見は、853条(a)は、没収対象財産について、「個人が直接的又は間接的に獲得した (obtained)」財産、「個人の財産」等と定めており、被告人自身が当該没収対象財産を実際に手に入れることを要件とするとして解釈している。法廷意見は、連帯責任を認めた場合、本件のように、被告人が実際には没収対象財産を獲得していないとしても、相共謀者が没収対象財産を獲得したことをもって、被告人が当該財産を手に入れたことになってしまうとし、そのような結果は、「獲得する」という文言の通常の使用法からは導き出すことができないとして、文言解釈によって政府側の主張を否定している。政府側は、853条(a)(1)の「間接的に」という文言から、連帯責任を導き出そうと試みているが、法廷意見の解釈によれば、ここでの「間接的に」という文言は、あくまで没収対象財産を獲得する上での態様を表すものでしかなく、重要な点は、被告人が実際に没収対象財産を手にするか否かということになる。

このように、法廷意見は、文言解釈によって、853条の没収対象財産を被告人が実際に獲得又は利用した汚染された財産に限定することによって、同条において連帯責任を認める余地はないと結論づけている。

また、法廷意見は、853条の構造の観点からも連帯責任を否定している。853条(d)は、没収対象財産である汚染された財産が、隠匿、移転、費消等されていることが証明された場合、代替没収を認めているが、これは、

853条において、例外的に、汚染されていない財産の没収を認める唯一の規定である。法廷意見は、第一に、同条(D)が、没収がなされる前のある一定の時点で被告人が汚染された財産を所有していたことを前提とした上で代替没収を認めていること、第二に、汚染された没収対象財産の没収が不可能である場合に連帯責任が認められるならば、853条(D)所定の代替没収を行わずに、相共謀者の汚染されていない財産を没収することによって、同条(D)の要件を充足する過程を経ることなく没収が可能となってしまう、同条(D)の潜脱を招くことを理由として、連帯責任を認めることはできないとしている。この点に関連して、法廷意見は、汚染された財産の没収を原則とし、853条(D)の定める汚染されていない代替財産の没収をあくまで例外として位置づけることによって、汚染された財産を没収対象とする対物没収の伝統にもかなうとして、政府側の主張を退けている。

本件では、大多数の Court of Appeals の裁判例とは異なり、連帯責任の適用が否定されたが、本件判断の背景には以下のような懸念があったのではないだろうか。第一に、連帯責任に基づく没収が、合衆国憲法第8修正上の罪刑の均衡を欠いた刑罰になることである。例えば、責任の程度が軽い共謀者が、連帯責任を適用されることで犯罪収益全額の没収を科される場合、第8修正上の過大な刑罰に該当するおそれが生じることが指摘されている¹¹⁾。連帯責任を適用することは、全ての共謀者を同様に扱うことになるのであり、それゆえに、科される没収の価額は、被告人個人の責任非難の程度とは無関係に決定づけられてしまうのである。第二に、不法行為法上の連帯責任を刑事法に適用することに伴う問題である。不法行為法上は、被害者の損害回復という目的の下で、共同不法行為者の一人に連帯責任を課すことで損害全額の賠償を命じる場合であっても、共同不法行為者間で相互に求償を行うことが一般的に認められているが、求償が認められないとされる刑事事件においては、共謀者間での公平性に一層の疑問が向

11) Stefan D. Cassella, *Forfeiture for money Laundering Offenses – 18 U.S.C. Secs. 981, 982, and 984*, 47 U.S. Att'ys Bull 56, 67 (1999).

けられる¹²⁾。本件法廷意見は、以上のような点に関しては見解を示していないため、あくまで推測に過ぎないが、本件のように、犯罪収益を一切獲得していない共謀者にも連帯責任を課すことでその代替財産を没収する場合、連帯責任を適用する帰結として、上記のような問題が生じるのは当然に考えられることである。

5 本件法廷意見は、853条の没収対象財産を被告人個人が獲得した犯罪によって汚染された財産に限定づけることで、たとえ共謀に関与した者であっても、没収対象財産を獲得していなければ、没収を科されることにはならないことを明確に示した。本件判断によって、政府による没収権限の行使に対して一定の歯止めがかけられたといえるが、他方で、共謀者間での犯罪収益の配分の割合の証明が困難な事案においては、没収の実施が相当程度困難になるものと思われる。これまで、大多数の巡回区において連帯責任の適用が認められてきたことからすると、本件判断が没収実務に及ぼす影響は少なからぬものであろう。

12) Cano-Flores, 796 F. 3d 83, 95.